

(参考2)

○ 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
○ 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)

改正後

別表二(第九条関係)

地域	植物	備考(対象とする検疫有害動植物)
一 イスラエル、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシヤ、クロアチヤ、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、アフリカ、バミューダ諸島、アレゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド	アキー、アボカド、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシユーナツツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、なんようざくら、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く。)、カリツサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く。)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、わたき属植物、あかてつ科植物、うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げる	チチュウカイミバエ

改正前

別表二(第九条関係)

地域	植物	備考(対象とする検疫有害動植物)
一 イスラエル、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシヤ、クロアチヤ、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、アフリカ、バミューダ諸島、アレゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド	アキー、アボカド、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシユーナツツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、なんようざくら、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く。)、カリツサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く。)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、わたき属植物、あかてつ科植物、うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く	チチュウカイミバエ

(傍線の部分は改正部分)

付表

一〇五十二 (略)

五十三 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマ
ンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二〇十七 (略)	諸島(キューバ、ド ミニカ共和国及びプ エルトリコを除く。)、パナマ、パラグ アイ、ブラジル、ベ ネズエラ、ペルー、 ボリビア、ホンジュ ラス、オーストラリ ア(タスマニアを除 く。)、ハワイ諸島
(略)	ものを除く。)、さぼてん科植物(付 表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四 十二に掲げるものを除く。)、ばら 科植物(付表第三及び第三十一に掲 げるものを除く。)、及びみかん科植 物(付表第四から第八まで、第三十 九及び第四十五に掲げるものを除く 。)、の生果実
(略)	

付表

一〇五十二 (略)

二〇十七 (略)	諸島(キューバ、ド ミニカ共和国及びプ エルトリコを除く。)、パナマ、パラグ アイ、ブラジル、ベ ネズエラ、ペルー、 ボリビア、ホンジュ ラス、オーストラリ ア(タスマニアを除 く。)、ハワイ諸島
(略)	。)、さぼてん科植物(付表第三十 五に掲げるものを除く。)、なす科 植物(付表第三及び第四十二に掲げ るものを除く。)、ばら科植物(付 表第三及び第三十一に掲げるものを 除く。)、及びみかん科植物(付表第 四から第八まで、第三十九及び第四 十五に掲げるものを除く。)、の生果 実
(略)	